

B001-2 小児科外来診療料
(1日につき)

【点数の見直し】

1 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合		
イ 初診時	560点	572点
ロ 再診時	380点	383点
2 1以外の場合		
イ 初診時	670点	682点
ロ 再診時	490点	493点

基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、所定点数に代えて、糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）として、175点を算定する。

【注の見直し】

注2 区分番号A001に掲げる再診料の注8に規定する場合又は第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定している場合については、算定しない。	→	注2 区分番号A001に掲げる再診料の注9に規定する場合、第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定している場合又は別に厚生労働大臣が定める薬剤を投与している場合については、算定しない。
--	---	--